

入会中は大切に保管してください。

# 令和7年度 常滑市児童育成クラブ

## 利用ガイド (入会説明資料)

よく読んでいただき、利用前に必要な手続きは、必ず期限までにしてください。  
手続きがされないと、利用ができませんのでご注意ください。



クラブ名	対 象 小学校区	住 所	電 話	運 営 者
三和児童館 児童育成クラブ	三 和 小	久米字西郷 18	43-5537	常滑市
西之口児童館 児童育成クラブ	鬼崎北小	西之口 8-60	43-5721	常滑市
常滑児童センター 児童育成クラブ	常滑東小	瀬木町 1-105	35-3666	常滑市
西浦北小学校 児童育成クラブ	西浦北小	井戸田町 3-177	35-2188	常滑市
西浦南児童館 児童育成クラブ	西浦南小	古場町 7-16-3	34-6940	常滑市
小鈴谷小学校 児童育成クラブ	小鈴谷小	大谷朝陽ヶ丘 1-94	37-0515	常滑市

# 目次

<b>1</b>	児童育成クラブについて（概要）	1
(1)	実施日と育成時間	1
(2)	利用方法	1
(3)	生活と遊び	1
(4)	送迎	1
(5)	利用形態の変更手続き（早朝・延長利用含む）	2
(6)	おやつ	2
(7)	弁当	3
(8)	持ち物	3
(9)	学校との連携	3
(10)	児童育成クラブとの連絡	4
(11)	育成中の病気やケガ	4
<b>2</b>	長期学校休業期間（夏・冬・春休み）について	5
<b>3</b>	土曜日・祝日の利用について	6
<b>4</b>	利用予定の入力について	8
<b>5</b>	児童育成クラブの利用料について	10
<b>6</b>	災害時等の対応について	12
<b>7</b>	利用前の提出物（各種書類の提出先・期限）	14
	・健康の記録	
	・緊急連絡先	
	・預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書	
<b>8</b>	各種申請のWEBフォーム一覧	15
<b>9</b>	注意事項（必ず確認してください）	16
<b>10</b>	児童館について	17





## 1 児童育成クラブについて

### (1) 実施日と育成時間

- ・月～金曜日・祝日・各小学校の行事等による代休日
- ・土曜日は、常滑児童センターにて集約で行います。 <P.6参照>
- ・日曜・年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。  
（5月3日～5日、8月13日～15日及び12月28日、1月4日は集約実施）
- ・下校から18時00分まで
- ・祝日、代休日、夏休み、冬休み、春休み期間は8時00分から18時00分まで

#### 早朝実施

（祝日、夏休み、冬休み、  
春休み期間で7時30分から）

全ての児童育成クラブ

#### 延長実施（19時00分まで）

西之口児童館・常滑児童センター・小  
鈴谷小学校児童育成クラブ  
※西浦北小学校児童育成クラブ・西浦  
南児童館は、長期学校休業期間のみ

### (2) 利用方法

- ・毎月、児童育成クラブを利用する日を連絡アプリでお知らせするフォームから、1カ月分(長期利用の人は休みごと)の利用日を入力してください。 <P.8参照>
- ・土曜・祝日利用希望者は前月の25日までに「土曜・祝日利用申請書兼証明書（以下「申請書」という。）」の提出が必要です。申請書は入会申込時に就労証明書を出した人全員の提出が必要です。

<P.6参照>

### (3) 生活と遊び

- ・児童センター、児童館については下校から保護者の迎えがあるまで、一般来館児と児童育成クラブのこども達と一緒に遊んで過ごします。遊びは子ども達が自主的に行い、館行事や活動にも参加します。
- ・宿題等の学習について、自分から進んで行えるように援助します。

### (4) 送迎

- ・仕事が終わる次第、速やかに、お迎えをお願いします。
- ・お迎え時間は必ず守ってください。（時間厳守）
- ・できるだけ同じ人が送迎するようにしてください。お迎えの人が通常時と変更になる場合は連絡してください。（連れ去り防止のため）

## (5) 利用形態の変更手続き（早朝・延長利用含む）

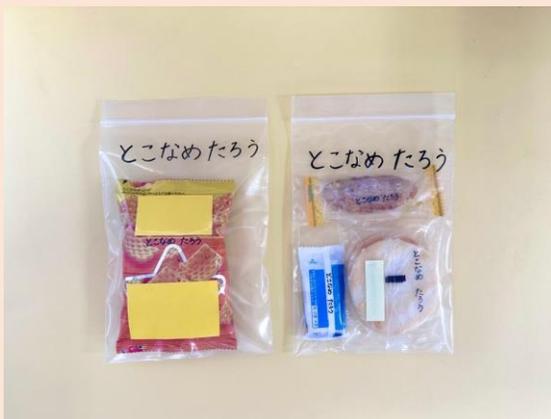
<P.10、P.15参照>

- ・入会申込の時点で早朝・延長の利用を希望した人は、利用の有無に関わらず料金の引き落としがされます。利用形態の変更（通年⇔長期）、全休（一ヶ月／長期休み中に1日も利用しない）、早朝・延長の追加・停止など変更がある場合は、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までにWEBフォームから「変更届」の申請をしてください。

## (6) おやつ

- ・17時頃におやつを食べます。おやつは各自で用意していただき、利用日の前日までにお子さんと確認して、次週の利用日分を補充してください。
  - ・学校にはおやつを持っていかないようにしてください。
- ※間違えて友だちのおやつを食べてしまうことを防ぐため、お菓子ひとつひとつにも名前を書いてください。（アレルギー等の誤食防止のため）
- ※1日分ずつに分けて、次の週に来る日数分を大きめの袋等にまとめて入れてください。（袋にも必ず名前を記入してください）
- ※おやつの時間は10分程度ですので、時間内に食べきれぬ量にしてください。生もの・飴・ガム・ジュースは入れないでください。喉に詰まらせたりしないよう、安全に配慮したものを入れるなど、保護者の責任でお願いします。
- ※児童育成クラブでは、冷蔵庫を使用して保存します。冷蔵庫に入る量に限りがありますので、1週間分以上は持ってこないでください。

### 【おやつの用意の例】



<1日分>



<次の週の利用日分>

## (7) 弁当

- ・給食がなく弁当が必要な日は、お子さんが学校へ持っていくようにしてください。その際、そのことを学校にも伝えてください。
  - ・季節を考慮し、火を通した物を入れていただくことが望ましいです。喉に詰まらせたりしないよう、安全に配慮したものを入れるなど、保護者の責任でお願いします。
- ※夏季は保冷バックから出して冷蔵庫で保管します。弁当はナフキンや巾着袋などを用いて、ひとまとめにしてください。
- ※夏季は市内弁当業者の協力により、希望の人に対して弁当提供（有料）を行う予定をしています。

### 【弁当の用意の例】



## (8) 持ち物（すべての持ち物に必ず名前を書いてください）

- ・水筒、ハンカチ、ティッシュ（ポケットに入れるもの）
- ・帽子、上靴（月末に持ち帰り洗ってください）

## (9) 学校との連携

- ・児童育成クラブに入会していることを学校に伝えてください。
  - ・各学校のルールをよく確認し、毎日お子さんが帰る場所を学校に知らせましょう。
  - ・学校を欠席、早退した場合、学校側から児童育成クラブへの連絡はありません。
- 必ず児童育成クラブにも連絡をしてください。



## (10) 児童育成クラブとの連絡

### \*児童育成クラブから保護者へ

- ・お迎え時に、お子さんの様子や連絡事項を伝えます。
- ・連絡アプリで「育成クラブだより」や大切なお知らせを配信します。
- ・連絡アプリは必ず登録してください。（登録方法の案内を同封しています。） **<別紙参照>**

### \*保護者から児童育成クラブへ

○以下の事項に該当する場合は、児童育成クラブに直接連絡をしてください。

（電話または留守番電話に要件を入れてください）

- ✓ 入力した利用予定日に児童育成クラブをお休みする時
- ✓ 入力した利用予定を変更したい時
- ✓ お迎えの人が変更になる時
- ✓ 保護者の勤務先が変わった時
- ✓ 緊急連絡先が変わった時

## (11) 育成中の病気やケガ

- ・急病やケガが起きた時は保護者へ連絡しますのでお迎えをお願いします。
- ・ケガについては、市が加入するスポーツ安全保険が適用されます。
- ・児童育成クラブでは、原則、薬の服用はできません。



## 2 長期学校休業期間（夏・冬・春休み）について

### ①育成時間

8時00分～18時00分

（早朝・延長利用の場合は、7時30分～19時00分）

### ②送迎

児童育成クラブまで、保護者が送迎してください。

### ③持ち物（すべての持ち物に必ず名前を書いてください）

- ・弁当 <P.3参照>  
季節も考慮し、火を通した物を入れていただくことが望ましいです。喉に詰まらせたりしないよう、安全に配慮したものを入れるなど、保護者の責任でお願いします。  
※夏季は保冷バックから出して冷蔵庫で保管します。弁当はナフキンや巾着袋などを用いて、ひとまとめにしてください。  
※夏季は市内弁当業者の協力により、希望の人に対して弁当提供（有料）を行う予定をしています。
- ・おやつ <P.2参照>  
1日分ずつ持たせてください。（17時頃におやつを食べます）  
長期学校休業期間中は冷蔵庫には入れませんので、要冷蔵の物以外でお願いします。  
※おやつの時間は10分程度ですので、時間内に食べきれぬ量にしてください。生もの・飴・ガム・ジュースは入れないでください。喉に詰まらせたりしないよう、安全に配慮したものを入れるなど、保護者の責任でお願いします。  
※間違えて友だちのおやつを食べてしまうことを防ぐため、お菓子ひとつひとつにも名前を書いてください。（アレルギー等の誤食防止のため）
- ・水筒
- ・自習ができる学習用具や本などを持ってきてください。  
（宿題などをして静かに過ごす時間があります）
- ・帽子（帽子がないと戸外で遊べないため、忘れないようにしましょう）
- ・着替え・タオル・ビニール袋（必要な人のみ）
- ・上靴

※以上の物をリュックなどに入れて、安全のために運動靴を履いてきてください。

### 3 土曜日・祝日の利用について

#### (1) 育成場所 土曜日と祝日で異なりますのでご注意ください。

○土曜日：常滑児童センター

(常滑市瀬木町1-105 ☎0569-35-3666)

○祝日：所属の育成クラブ

※ただし、利用人数によっては集約して行う場合もあります。

その際は、職員からお知らせします。

#### (2) 育成時間

8時00分～18時00分（土曜日は早朝、延長は実施しません）

※保護者の送迎をお願いします。

※祝日については早朝・延長を行う実施場所もあります。

#### (3) 対象者（両方に該当する人）

- ・保護者及び同居の祖父母(入会申込時に就労証明書を提出している人)が土曜日及び祝日に仕事がある人
- ・入会申込時に就労証明書を提出した人全員の「土曜・祝日利用申請書兼証明書（紙）」を、所属する児童育成クラブへ前月の25日までに提出した人

#### (4) 持ち物

・弁当

火を通した物を入れていただくことが望ましいです。保護者の責任をお願いします。

・水筒

・おやつ

17時頃食べる予定です。お迎えが17時以降の人は、弁当と一緒に一回分のおやつを持ってきてください。（17時より早い児童は不要）

・上靴

・帽子（帽子がないと戸外で遊べません）

※以上の物をリュックなどに入れ、安全のために運動靴を履いてきてください。

#### (5) その他

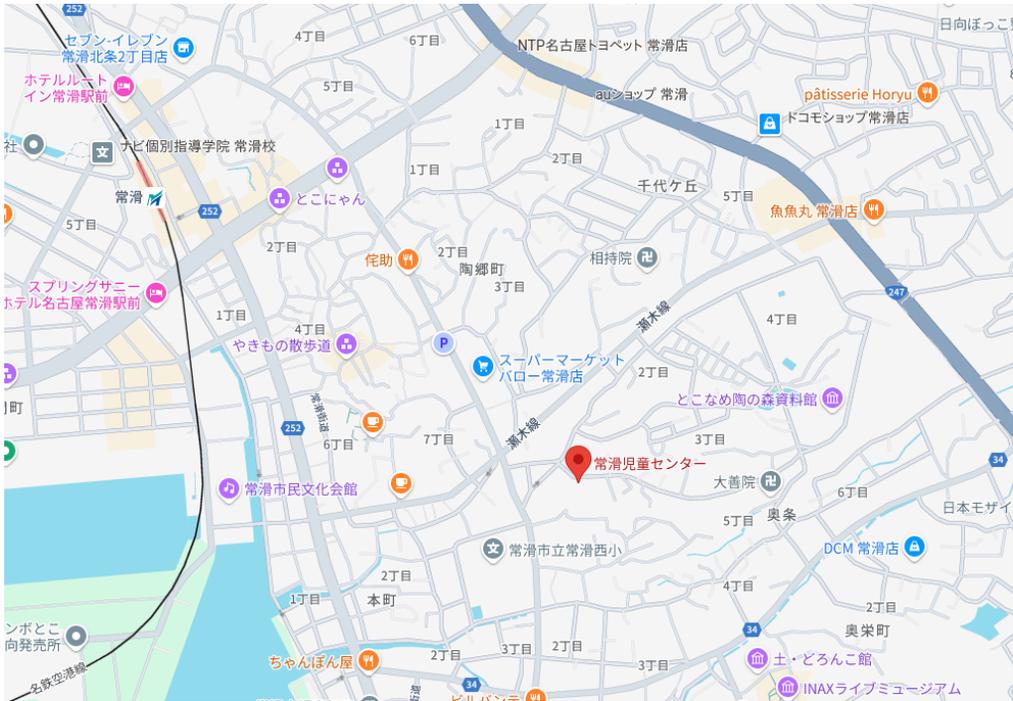
・お休みする際は、利用している育成クラブまで連絡してください。

(土曜日：常滑児童センター、祝日：所属の育成クラブ)

・お迎え時間に遅れないようにお願いします。

【常滑児童センター位置図】

常滑児童センター（常滑市瀬木町1-105 ☎0569-35-3666）



土曜・祝日

【申請書】用紙は市役所子育て支援課・各児童育成クラブにあります

(児童育成クラブ用)

土曜・祝日利用申請書兼証明書 ( \_\_\_\_ 月分 )

年 月 日

常 滑 市 長 殿

就業のため児童育成クラブを利用したいので申請いたします。

児童氏名	所属クラブ	学年
	育成クラブ	年
	育成クラブ	年

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

土曜日	就業時間	理由
日(土)	: ~ :	

祝日	就業時間	理由
日( )	: ~ :	
日( )	: ~ :	
日( )	: ~ :	

※申請書は、前月25日(休日の場合は前日)までにご提出ください。

下記土曜・祝日利用証明書は、令和6年度 \_\_\_\_ 月分にて提出済み

※職場、就業時間等に変更があった場合は、再度ご提出ください。

(事業所または所属長記入欄)

土曜・祝日利用証明書

年 月 日

上記日程について、申請者の就業時間が含まれることを証明いたします。

※本証明書について、就業先事業者等に無断で作成等を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

事業所所在地  
事業所名  
代表者名  
(または所属長名)  
記入者氏名  
電話番号

## 4 利用予定の入力について

### ○予定表について

翌月の児童育成クラブ利用の有無を確認するため、WEBフォームへの入力による提出をお願いします。

<P.9>のURLもしくは2次元コードから、利用予定日をお知らせください。



通年利用の方：4月分  
長期利用の方：4月春休み、 **入力期限：3月13日（木）**  
4月一ヶ月分

※毎月（長期休みごと）の予定表入力のお願ひ及び入力期限については連絡アプリでお知らせします。

※通年利用の児童は通年用、長期利用の児童は長期用の入力フォームからお間違えのないよう入力してください。

(WEBフォーム入力手順)

- ①利用する育成クラブ名、お子さんの情報を入力
- ②利用予定日すべてにチェック
- ③お迎えの大まかな時間帯を選択
- ④予定表入力者（保護者等）の情報を入力

### <注意事項>

#### ■利用の変更について

- ・全休の場合は、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに必ず「変更届」の申請をしてください。
- ※利用の有無にかかわらず料金が引き落とされます。

#### ■早朝・延長の利用について

- ・「早朝・延長」は、別途申込みが必要です。
- ・入会申込の時点で「早朝・延長」の利用を希望した人は、毎月利用の有無にかかわらず料金の引き落としがされます。
- ・変更がある場合、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに「変更届」の申請をしてください。

#### ■土曜・祝日の利用について

- ・利用希望がある場合は、申請書（紙）を前月の25日までに提出してください。

※令和7年度専用

## 【WEBフォームのURL/二次元コード】

通年利用の児童	<a href="https://logoform.jp/form/vxfd/877899">https://logoform.jp/form/vxfd/877899</a>	
長期利用の児童	<a href="https://logoform.jp/form/vxfd/877908">https://logoform.jp/form/vxfd/877908</a>	

## 【利用予定入力・変更届申請期限】

### 【通年】

利用期間	予定表・変更届入力期限
4月	3月13日(木)
5月	4月25日(金)
6月	5月23日(金)
7月	6月25日(水)
8月	7月25日(金)
9月	8月25日(月)
10月	9月25日(木)
11月	10月24日(金)
12月	11月25日(火)
1月	12月25日(木)
2月	1月23日(金)
3月	2月25日(水)

### 【長期】

利用期間	予定表・変更届入力期限
春休み (R7.4月)	3月13日(木)
夏休み	6月25日(水)
冬休み	11月25日(火)
春休み (R8.3月)	2月25日(水)

※退会届の入力期限は、前月の末日です。



利用予定

※予定表入力期限を過ぎると入力できませんので、ご注意ください。  
※期限を過ぎてしまった場合は、利用の育成クラブに申し出てください。

## 5 児童育成クラブの利用料について

### (1) 利用料について（お茶代含む）

#### ○基本料金

- ・ 通年利用（毎月利用する人）：7,650円/月（8月は10,150円/月）
- ・ 長期学校休業期間（4月春休み、夏休み、冬休み、3月春休み）のみ利用：
  - 4月春休み（4月1日～入学式） 1,570円
  - 4月1カ月（新1年生のみ） 7,650円
  - 夏休み（7月終業式～8月31日） 12,300円
  - 冬休み（12月終業式～冬休み最終日） 2,650円
  - 3月春休み（修了式～3月31日） 1,580円

#### ○早朝料金

- 4月春休み・3月春休み 1,250円
- 夏休み・冬休み 2,500円

#### ○延長料金

通年：2,500円/月

長期：2,500円/夏休み・冬休み、1,250円/4月春休み・3月春休み

※入会申込の時点で早朝・延長の利用を希望した人は、利用の有無にかかわらず料金が引き落とされます。変更する場合は、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに変更届の申請をしてください。

### (2) 減免制度について <申請はP.15から>

利用料の減免制度があります。以下の①②③に該当する人は、利用料減額申請をしてください。申請された次の月からの適用となります。なお、減免は審査のうえ決定しますのでご了承ください。

※該当世帯でも申請しなければ減免されません。申請は毎年必要です。

- ① 生活保護法による保護を受けている世帯
- ② 母子・父子家庭世帯
- ③ 令和7年度（令和6年分所得）の市民税非課税世帯  
（ただし、4～6月分については、令和6年度の市民税を適用）

### (3) 納入方法：口座振替

新規入会の方は『口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書』を必ず金融機関に提出してください。（3枚全て）

振替日：毎月月末（月末が土・日・祝日の場合はその前日）

※12月及び3月は中旬ごろ

※長期のみ利用の人の引き落としは、4月、8月、1月、3月

#### (4) その他

- ・何らかの事情で1カ月休む場合（全休）は、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに「変更届」の申請をしてください。
- ・全休が続く（原則、2カ月）場合は退会となるため、退会手続きのご案内をします。
- ・当該年度中に、今後利用しない場合は、「退会届」の申請をしてください。申請された次の月から料金の引落しはありません。
- ・「変更届」、「退会届」の申請がない場合、利用の有無にかかわらず利用料は口座から引き落とされます。返金等もできませんのでご注意ください。
- ・早朝・延長を利用する場合は、基本料金とは別に早朝延長利用料が必要です。利用希望や変更の場合は、前月の25日（市役所閉庁日の場合は前日）までに「変更届」の申請をしてください。

※通年利用の延長利用料は毎月の引き落としです。

※長期利用の早朝延長利用料は4月、8月、1月、3月に引き落とします。



## 6 災害時等の対応について

### (1) 台風等の対応について

- ①児童育成クラブ開設中に、**暴風警報・暴風雪警報（常滑）**が発令された場合
- ・発令された時点で育成クラブの運営を中止します。できるだけ早く保護者のお迎えをお願いします。
  - ・その他の警報（大雨警報・洪水警報・大雪警報）が発令された場合、または、万が一火災・地震などによる災害があった場合は、その状況に応じて中止することがあります。
  - ・特別警報が発令された場合は、中止となります。発令された場合は直ちに迎えにきてください。
- ②長期学校休業期間や祝日、代休日に児童育成クラブがあり、児童育成クラブ開設前に**暴風警報・暴風雪警報（常滑）**が発令されている場合
- ア 午前6時00分までに解除された場合、平常通り行います。
- イ 早朝利用については、午前5時30分までに解除された場合は平常通りです。  
5時30分以降に解除された場合、2時間を経てから運営を行います。
- ウ 午前6時00分から午前11時00分までに解除された場合は、2時間を経てから運営を行います。
- エ 午前11時00分を過ぎた後に解除された場合、または引き続き発令中の場合は、当日の運営を中止します。
- ③小学校にいる時に**暴風警報・暴風雪警報（常滑）**が発令された場合
- ・学校から自宅に下校します。児童育成クラブの運営は行いません。

## (2) 児童育成クラブの避難場所について

- ・津波発生時や大津波警報等が発令された場合の避難場所です。状況により避難場所へ移動することもありますので、お迎えの参考にしてください。

クラブ名	第一避難場所
三和児童館 児童育成クラブ	三和小学校
西之口児童館 児童育成クラブ	かもとり坂公園
常滑児童センター 児童育成クラブ	常滑東小学校
西浦北小学校 児童育成クラブ	西浦北小学校3階以上または七社神社
西浦南児童館 児童育成クラブ	南陵市民センター
小鈴谷小学校 児童育成クラブ	小鈴谷小学校グラウンド

## (3) 感染症（インフルエンザ等）の学級閉鎖時の対応について

- ・学校が感染症等により学級閉鎖のときは受入れはできません。学級閉鎖は感染拡大防止の観点から実施されるため、該当の学級の児童については自宅待機期間中、児童育成クラブは利用できません。
- ・また、学級閉鎖に伴い、早帰りとなった場合も利用できません。児童の健康、安全のため、ご理解とご協力をお願いします。



## 7 利用前の提出物（各種書類の提出先・期限）

児童育成クラブを利用するには、以下の書類の提出が必要です。  
必ず期限までに手続きをしてください。

※利用児童ごとにそれぞれ手続きをして  
ください。

※令和7年度専用

提出物等	内 容	提出・入力 期限	提出先等
健康の記録	毎年度、最新の情報を 入力してください。 アレルギーや個別支援 が必要等、伝えておき たいことを入力してく ださい。	2月20日 (木)	 WEB入力
緊急連絡先 ・引渡し先	毎年度、最新の情報を 入力してください。 利用確認や急病・ケガ の際などに使用します。	2月20日 (木)	 WEB入力
預金口座振替依 頼書兼自動払込 利用申込書	新規利用の人は必ず提 出してください。 ※複写の3枚全てを提 出してください。各育 成クラブでは受け取り ません。	2月20日 (木)	各金融機関 または ゆうちょ 銀行

提出物等

## 8 各種申請のWEBフォーム一覧

※令和7年度専用

どの申請についても、利用児童ごとに入力してください。

項目	内容／期限／注意事項	二次元コード
【通年利用者】 利用予定 (毎月ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌月の利用予定を入力してください。</li> <li>・P.9の各月の期限をご確認ください。</li> <li>・入力忘れ等により期限が経過した場合は、各育成クラブに申し出てください。</li> </ul>	 WEB入力
【長期利用者】 利用予定 (長期休みごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休みの利用予定を入力してください。</li> <li>・P.9の各月の期限をご確認ください。</li> <li>・入力忘れ等により期限が経過した場合は、各育成クラブに申し出てください。</li> </ul>	 WEB入力
【通年・長期共通】 変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用形態の変更（通年⇄長期）、全休（一ヶ月／長期休み中に一日も利用しない）、早朝・延長の追加・停止の場合に申請してください。</li> <li>・P.9の各月の期限をご確認ください。</li> <li>・期限までに申請がない場合は、翌月の利用の有無にかかわらず料金が引き落とされます。</li> </ul>	 WEB入力
【通年・長期共通】 退会届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の退職等により年度中に利用しない場合に申請してください。</li> <li>・申請月の翌月以降、料金の引き落としはされません。</li> </ul>	 WEB入力
【該当者のみ】 利用料減額申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護／ひとり親／非課税世帯に該当する人は申請してください。</li> <li>・申請月の翌月からの減額適用となります。申請は毎年必要です。 (審査のうえ決定します)</li> </ul>	 WEB入力

## 8 注意事項（必ず確認してください）

- 児童育成クラブは、保護者が仕事等の事情で昼間家庭にいない児童が利用できる場です。保護者（父、母、祖父母等）が休みの日は家庭での保育をお願いします。
- 全休が続く（原則、2カ月）場合は退会となるため、退会手続きのご案内をします。
- お子さんが職員の指導が聞けるよう、ご家庭でも指導をお願いします。
- 集団生活が不適當・危険と認める児童は、利用ができなくなる場合があります。
- 学校から児童育成クラブへの道順や安全な歩き方をお子さんに知らせておいてください。
- 故意に児童館や育成クラブの施設や物品を破損した場合は、弁償していただきます。
- 私物はなるべく持ってこないようにしましょう。  
紛失や破損について、児童育成クラブでは責任を負いません。  
自分のものは自分で管理するとともに、必要のない物は持ってこないようにしましょう。
- よりよい環境づくりのため、児童の様子について、学校や在籍していた保育園等に問い合わせる場合がありますので、ご了承くださいようをお願いします。
- ご不明な点がありましたら、気軽にお声かけください。

## 9 児童館について

### (1) 児童館の目的

児童に健全な遊びを与え、個別的及び集団的に指導して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域活動の育成・助長を図ることを目的とします。

※児童館は児童福祉法に定める児童厚生施設で、市内に5館あります。

施設名	住所	電話	運営者
三和児童館	久米字西郷18	43-5537	常滑市
西之口児童館	西之口8-60	43-5721	常滑市
めいわ児童館	明和町3-15	080-4215-8220	常滑市社会福祉協議会
常滑児童センター	瀬木町1-105	35-3666	常滑市
西浦南児童館	古場町7-16-3	34-6940	常滑市

### (2) 活動内容

- ・一般来館児を対象とした育成活動（子どもクラブ等）
- ・未就園児の親を対象とした子育て支援活動
- ・母親クラブ等の地域組織育成活動
- ・児童育成クラブによる子育て支援育成活動

### (3) 利用

- ・利用時間 平日 13時～17時  
土曜日・長期学校休業期間 9時～12時、13時～17時
- ・休館日 日・月・祝日・12月28日～1月4日・お盆期間